

平成30事務年度 国税庁実績評価の概要

1. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図 1
2. 平成29事務年度及び平成30事務年度における評価ごとの集計結果 2
3. 平成30事務年度の評価が前事務年度と異なる結果となった目標の評価理由等 3

1. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

実績目標(大)

(実績目標(大) 1)

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

A (B)

(実績目標(大) 2)

酒類業の健全な
発達の促進

A (A)

(実績目標(大) 3)

税理士業務の
適正な運営の確保

S (S)

実績目標(小)

(実績目標(小) 1-1)

税務行政の適正な執行

A (A)

(実績目標(小) 1-2)

納税者サービスの充実

A (B)

(実績目標(小) 1-3)

適正な調査・徴収等の実施
及び納税者の権利救済

A (A)

(実績目標(小) 1-4)

国際化への取組

A (A)

業績目標

(業績目標 1-2-1)

広報・広聴
活動等の充実

A (A)

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。

また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

(業績目標 1-2-2)

相談等への
適切な対応

S (S)

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

(業績目標 1-2-3)

電子申告等 ICT
を活用した申告・
納税の推進

A (B)

電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。

(業績目標 1-3-1)

適正申告の実現
及び的確な調査・
行政指導の実施

A (A)

適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

(業績目標 1-3-2)

期限内収納の実現
及び滞納の整理
促進への取組

S (S)

期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

(業績目標 1-3-3)

不服申立て
への取組

S (S)

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

※ 各目標に付した符号は、当該目標に係る平成 30 事務年度の評定。() は 29 事務年度の評定。□ は前事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、C の 5 段階。

2. 平成29事務年度及び平成30事務年度における評定ごとの集計結果

評 定 区 分		実績目標（大）		実績目標（小）		業績目標		合 計	
		29事務 年度	30事務 年度	29事務 年度	30事務 年度	29事務 年度	30事務 年度	29事務 年度	30事務 年度
S +	目標超過達成	0	0	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	1	1	0	0	3	3	4	4
A	相当程度進展あり	1	2	3	4	2	3	6	9
B	進展が大きくない	1	0	1	0	1	0	3	0
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	4	4	6	6	13	13

3. 平成 30 事務年度の評定が前事務年度と異なる結果となった目標の評定理由等

目 標	評定結果		評定理由等
	29 年	30 年	
業績目標 1-2-3 電子申告等 ICT を活用した 申告・納税の推進	B 進 展 が 大 き く な い	A 相 当 程 度 進 展 あり	<p>平成 29 事務年度は、全ての測定指標において前年度の実績値（利用率）を上回ったものの、主要測定指標（業 1-2-3-1-A-1）の実績値が、財務省改善取組計画に定める最終目標（平成 28 事務年度目標値）に達しなかったことから、施策（業 1-2-3-1）の評定は「b 進展が大きくない」となり、これに伴い、業績目標の評定は「B 進展が大きくない」となった。</p> <p>平成 30 事務年度は、全ての測定指標が財務省改善取組計画に定める最終目標に達したものの、主要測定指標（業 1-2-3-1-A-3）の実績値が、わずかに当年度の目標値に達しなかったことから、施策（業 1-2-3-1）の評定を「a 相当程度進展あり」とし、これに伴い、業績目標の評定を「A 相当程度進展あり」とした。</p>
実績目標（小） 1-2 納税者サービスの充実	B 進 展 が 大 き く な い	A 相 当 程 度 進 展 あり	<p>平成 29 事務年度は、上記のとおり、下位目標である業績目標 1-2-3 の評定が「B 進展が大きくない」となったことから、評定の手順に基づき、「B 進展が大きくない」となった。</p> <p>平成 30 事務年度は、下位目標である業績目標 1-2-2 の評定が「S 目標達成」であったものの、1-2-1 及び 3 の評定を「A 相当程度進展あり」としたことから、評定の手順に基づき、「A 相当程度進展あり」とした。</p>
実績目標（大） 1 内国税の適正かつ公平な賦課 及び徴収	B 進 展 が 大 き く な い	A 相 当 程 度 進 展 あり	<p>平成 29 事務年度は、上記のとおり、下位目標である実績目標（小） 1-2 の評定が「B 進展が大きくない」となったことから、評定の手順に基づき、「B 進展が大きくない」となった。</p> <p>平成 30 事務年度は、下位目標である実績目標（小） 1-1 から 4 の評定を、全て「A 相当程度進展あり」としたことから、評定の手順に基づき、「A 相当程度進展あり」とした。</p>